

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区立小・中学校情報教育アドバイザー業務委託	No.5200060
工（納）期	令和 7 年 3 月 31 日	
契約締結日	令和 6 年 4 月 1 日	
契約金額	25,738,240 円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社ストリートスマート (法人番号：5122001017428)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	総価契約

業者選定理由書

件 名	荒川区立小・中学校情報教育アドバイザー業務委託
指名業者 (案)	名 称 株式会社ストリートスマート 所在地 大阪府大阪市北区堂島一丁目1番5号 関電不動産梅田新道ビル3階 代表者 代表取締役 松林 大輔
特命理由	本件は、ＩＣＴ機器を利活用する児童・生徒の学力向上を図るため、情報教育アドバイザーを配置し、ＩＣＴ機器を効果的に活用した授業支援、ＩＣＴ教育推進教師の育成等を委託するものである。 主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 本件は、契約の目的、業務内容等に照らして、専門性の高さや人的素養等も踏まえた上で、契約相手方を選定することが重要であることから、プロポーザル方式により選定を行ったものである。 ② 業者選定にあたっては、評価委員会において「事業者の意欲・信頼性」、「実施体制」、「業務遂行能力」等の11項目で審査している。審査の結果選定された上記事業者は、一次二次いずれも最も高い得点を得ているほか、重点項目である「教員に対する研修提案力」、「業務への遂行意欲」、「業務の理解・提案」等においても高い評価を得ている。そのため、最も区の方針、事業趣旨を理解した上で、効果的なＩＣＴ教育推進教員の育成が期待できる。 以上のことから、上記事業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)